

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の五の規定に基づき、国地方係争処理委員会の審査の手續に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年 月 日

国地方係争処理委員会

国地方係争処理委員会の審査の手續に関する規則の一部を改正する規則

国地方係争処理委員会の審査の手續に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## (答弁書の提出)

第六条 委員長は、法第二百五十条の十三に規定する国の関与に関する審査の申出が適法に行われた場合には、相手方である国の行政庁に対し、相当の期間を定めて答弁書の提出を求めることができる。

## 〔削る〕

## 〔削る〕

## (反論書の提出)

第七条 審査の申出を行った普通地方公共団体の長その他の執行機関は、答弁書に対する反論書を提出することができる。この場合において、委員長が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

## 〔審査の期日〕

第八条 委員会の審査の期日は、委員長がこれを定める。

2 委員会は、審査の申出を行った普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁（以下「当事者」という。）に出席を求める場合には、委員会の審査の期日及び場所並びに出席を求める旨を記載した通知書を送付しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の審査の期日及び場所を変更することができる。

4 前項の場合において、当事者の出席する予定がないときを除き、委員会は、その審査の期日及び場所を、当該当事者に通知しなければならない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の審査の場所とは別の場所にいる委員、当事者又は参加行政機関を情報通信機器を活用して委員会に出席させることができる。

## (当事者等が作成した書面の送付)

第十一条 当事者等は、委員会に提出した全ての書面又は証拠書類（以下「提出書面等」という。）の写しを、遅滞なく、その他の当事者等に送付しなければならない。

2 前項の規定により提出書面等の写しをその他の当事者等に送付しなければならない当事者等は、別に定めるところにより、当該提出書面等の写しの送付に代えて、当該提出書面等に記載

された事項を電子情報処理組織（当事者等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその他の当事者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供することができる。この場合において、当該事項を提供した当事者等は、当該提出書面等の写しを送付したものとみなす。

## (答弁書の提出)

第六条 委員長は、法第二百五十条の十三に規定する国の関与に関する審査の申出が適法に行われた場合には、審査申出書の写しを相手方である国の行政庁に送付し、相当の期間を定めて答弁書の提出を求めることができる。

2 答弁書は、正副二通を提出しなければならない。

3 委員長は、相手方である国の行政庁から答弁書の提出があった場合は、その副本を当該審査の申出を行った普通地方公共団体の長その他の執行機関に送付しなければならない。

## (反論書の提出)

第七条 審査の申出を行った普通地方公共団体の長その他の執行機関は、前条第三項の規定により答弁書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、委員長が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

## 〔審査期日〕

第八条 委員会の審査期日は、委員長がこれを定める。

2 委員会は、審査の申出を行った普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁（以下「当事者」という。）に出席を求める場合には、委員会の審査期日及び場所並びに出席を求める旨を記載した通知書を送付しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の審査期日及び場所を変更することができる。

4 前項の場合において、当事者の出席する予定がないときを除き、委員会は、その審査期日及び場所を、当該当事者に通知しなければならない。

## 〔新設〕

## (当事者等が作成した書面の送付)

第十一条 当事者等は、委員会に提出したすべての書面を、遅滞なく、その他の当事者等に送付しなければならない。

## 〔新設〕

3 第一項の規定による提出書面等の写しの送付（前項の規定により送付したものとみなされる場合を含む。）を受けた当事者等は、当該提出書面等の写しを受領した旨を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

（証拠調べの申立ての期限）

第十七条 委員会は、証拠調べの申立てができる期限を定めて、当事者等に通知するものとする。

（呼出状）

第二十一条 委員会は、参考人又は鑑定人に出席を求めるときには、次に掲げる事項を記載した呼出状によって行わなければならない。

一 四 「略」

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の審査の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を情報通信機器を活用して委員会に出席させることができる。

（書類その他の物件の提出の申立て）

第二十三条 法第二百五十条の十六第一項第二号に基づく書類その他の物件の提出の申立ては、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

一 三 「略」

（検証の申立て）

第二十五条 法第二百五十条の十六第一項第三号に基づく検証の申立ては、検証の場所及び目的を明示して行わなければならない。

2 検証については、委員会が特に必要と認める場合には、当事者等を立ち合わせることができる。

3 委員会は、当事者等に異議がない場合であつて、相当と認めるときは、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる。

#### 第五節 電子情報処理組織による通知の手續

（電子情報処理組織による通知の方式等）

第三十一条 この規則に規定する委員会に対して行われる通知又は委員会が行う通知のうち、書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三号第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により行うこととしているものについては、この規則の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機と委員会に対する通知を行う者又は委員会が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる

2 前項の規定による書面の送付を受けた当事者等は、当該書面を受領した旨を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

（証拠調べの申立ての期限）

第十七条 委員会は、証拠申立てができる期限を定めて、当事者等に通知するものとする。

（呼出状）

第二十一条 「同上」

一 四 「同上」

〔新設〕

（書類その他の物件の提出の申立て）

第二十三条 当事者等が、法第二百五十条の十六第一項第二号に規定する書類その他の物件の提出の申立てを行うときは、文書又は口頭により、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

一 三 「同上」

（検証の申立て）

第二十五条 「同上」

2 「同上」

〔新設〕

#### 第五節 電子情報処理組織による提出等の手續等

（電子情報処理組織による提出等の方式等）

第三十一条 この規則に規定する提出、送付、申立て及び届出の手續（以下この条及び次条において「提出等の手續」という。）のうち、書面等（第六条第一項に規定する答弁書、第七条に規定する反論書、第八条第二項に規定する通知書、第九条第一項、第十条及び第十一条に規定する書面並びに第十六条及び第二十三条に規定する文書をいう。以下同じ。）により行うこととしているものについては、この規則の規定にかかわらず、電子情報処理組織（行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規

<p>機能<sup>1</sup>を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、委員会が行う通知については、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限る。</p> <p>2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して委員会に対する通知を行う者は、当該通知を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して委員会に対する通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>（電子情報処理組織による通知の手續の効果等）</p> <p>第三十二条 前条第一項の規定により行われた通知については、書面等により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。</p> <p>〔削る〕</p> <p>2 前条第一項の規定により行われた通知は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。</p>	<p>定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手續を行う者は、当該提出等の手續を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、その手續を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手續を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。</p> <p>（電子情報処理組織による提出等の手續の効果等）</p> <p>第三十二条 前条第一項の規定により行われた提出等の手續については、書面等により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。</p> <p>2 前条第一項の規定により第六条第一項に規定する答弁書の提出が行われた場合においては、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。</p> <p>3 前条第一項の規定により行われた提出等の手續は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。</p> <p>（審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合における特例）</p> <p>第三十三条 法第二百五十条の十三第一項から第三項までに規定する国の関与に関する審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合には、審査申出書に記載すべきこととされている事項についての情報を電子情報処理組織を使用して相手方である国の行政庁に送信することをもって第六条第一項に規定する審査申出書の写しの送付に代えることができる。</p> <p>2 第三十一条第三項の規定は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。</p>
<p>備考 表中の「<sup>1</sup>」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和六年 月 日から施行する。